

仕 様 書

第1 目的

本仕様書は、宮崎県（以下「甲」という。）のパーソナルコンピュータ、周辺機器及びソフトウェア（以下「物品」という。）の導入について、必要な仕様を定める。

第2 契約の範囲

本契約の範囲は、物品の借入、搬入据付、調整、検査、保守及び甲に対する諸手続を含むものとする。

本仕様に表示のない事項であっても、機能上及び社会通念上当然必要と思われるものについては、請負者（以下「乙」という。）において充足するものとする。

第3 物品の仕様

以下の仕様を備えたものとする。

(1) パーソナルコンピュータ（一般業務用端末）

(1) 型	A 4 モバイルノート（質量：1.3kg 未満） 外形寸法（W×D×H）309×209×18mm 相当（突起物含まず）
(2) CPU 性能	Intel Core i5-1235U 相当以上（注1）
(3) メモリ	8GB 以上
(4) 補助記憶装置	
① SSD	SSD:256GB 以上、本体搭載型
(5) 表示機能	
① ディスプレイ	13.3 インチ相当、Web カメラ（約 207 万画素）& マイク付
② 解像度等	Full HD 以上（1,677 万色以上同時表示可能なこと。） （LED バックライト付 TFT カラーLCD 相当）
(6) 入力装置	
① マウス	Bluetooth 接続スクロール機能付光学式マウス
② キーボード	アイソレーションキーボード（86 キー、JIS 配列準拠）
(7) 電源	AC アダプタ
(8) バッテリ駆動時間	リチウムイオン式、内蔵型、約 11 時間
(9) 外部インターフェイス	
① USB 端子	Type-A USB3.0 以上×3 個以上（注2）
② ディスプレイ	HDMI×1
③ マイク入力端子	φ3.5 mmステレオ・ミニジャック
④ ヘッドホン出力端子	φ3.5 mmステレオ・ミニジャック ※ マイク及びヘッドホンが一体型の端子となる場合は、それぞれへの変換が可能となるケーブル等を本体と同じ台数分準備すること。
(10) ネットワーク	
① LAN	1000Base-T/100Base-TX/10Base-T、Wake on LAN 対応
② 無線 LAN	IEEE 802.11ax(2.4Gbps)、802.11a/b/g/n/ac 対応

(11) OS	Windows10 Pro 64ビット（日本語版）（注3）
(12) ソフトウェア（注4）	性能
① 日本語変換ソフト	ジャストシステム JUST Government 5 又は ATOK Pro 5 （注5）
② オフィス	Microsoft Office 365（注6）
③ PDF 作成編集	ジャストシステム JUST Government 5 又は JUST PDF 5（〔作成・編集プラス〕相当以上）（注5）
(13) 盗難防止器具	（注7）
(14) 環境配慮事項	国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号、通称『グリーン購入法』）適合品であること。
(15) その他	出荷時の状態及びカスタマイズ（詳細は別途指示する）後の状態まで自動的にインストールされる再セットアップ用イメージを含んだUSBを添付すること。

※ 注1

CPU性能が仕様を満たすことを証明するベンチマークテスト等のデータを提出すること。同型番の場合は不要。

※ 注2

USB Type-C ドッキングハブなどを用いてUSBの端子数を満たすことも可とする。

※ 注3

再イメージングを行う場合は、ボリュームライセンスインストールキーを調達し、Volume Activation 2.0でのライセンス認証を受けること。

パーソナルコンピュータは、LAN接続のものについてはKey Management Service (KMS)による認証を予定している。なお、この場合のサーバは甲で準備する。LAN非接続のものについては、Multiple Activation Key (MAK)による認証を予定している。

※ 注4

上記表に示すソフトウェア以外に甲が準備する下記のソフトウェアもインストールすること。（ソフトウェアについては、変更する可能性があります。）

なお、インストールにあたっては、甲がソフトウェアをインストールした見本用パーソナルコンピュータを提示するので、契約締結後速やかにパーソナルコンピュータを1台準備すること。

Kaspersky Endpoint Security 10 for Windows（病院局分10台を除く）
SKYSEA Client View（病院局分10台を除く）
DocuWorks（企業局契約分のみ）

※ 注5

ライセンス契約に当たっては、JL-Governmentの適用が可能。また、導入にあたっては、JUST Government 5の場合は価格種別【バージョンアップ】を知事契約分は1077台、病院局長契約分は全台選択可能。ただし、構成は全台数同一のものを導入

すること。

企業局長契約分については、ライセンスは甲が別途調達するため、乙はインストールのみ行うこと。

※ 注6

ライセンスは甲が別途調達するため、乙はインストールのみ行うこと。

※ 注7

盗難防止器具については既設のものを流用すること。

(2) 外付ディスプレイ

(1) 型	ワイド液晶ディスプレイ 23.8型
(2) 色	ブラック
(3) ケーブル	HDMI ケーブル付属 (1.5m 相当)
(4) 外部インターフェイス	
① ディスプレイ	HDMI×1、アナログ RGB

(3) パーソナルコンピュータ (インターネット専用端末)

「(1) パーソナルコンピュータ (一般業務用端末)」の仕様のうち、以下を除いたものとする。

(不要な仕様)

(12) ソフトウェア性能	
① 日本語変換ソフト	ジャストシステム JUST Government 5 又は ATOK Pro 5
③ PDF 作成編集	ジャストシステム JUST Government 5 又は JUST PDF 5 ([作成・編集プラス]相当以上)

第4 据付調整

1 以下の作業を実施すること。

(1) LANインターフェイスの組込み等を行い、ネットワークにログインできるように設定すること。(LANケーブル等の工事は本件入札には含まない)

(2) 現地におけるプリンタの設定及び正常動作の確認を行うこと。

(3) アクティブディレクトリの設定を行うこと。

(4) 県庁LAN非接続パソコンについては、ソフトウェア情報取得ツールでソフトウェア情報を取得すること。(ソフトウェア情報取得ツールは、契約後、甲から別途提供)

2 令和6年2月29日までに物品の導入、据付、環境設定、動作確認を行うこと。

第5 運送及び保管

乙は、甲に引渡しを完了するまでの間、物品の材料の輸送、搬入、保管等に際し生じた事故について、その責を負うものとする。

第6 補償及び保守

乙は、納入した全ての物品を常に良好な状態に保つため、物品に精通した保守要員により常時保守できる体制をとるとともに、納入した物品の稼働環境を確保するため、保

守要員を甲の要請後概ね半日以内には現地に到着できる保守体制を確保すること（保守体制の連絡、報告等については、別記様式1中別紙②の連絡体制表による）。

乙は、物品を完全に使用できるよう保守の責任を負うものとし、物品の故障に対し修理を行うこと。また、故障によって甲の業務に支障を生ずるおそれのある場合は、他の同等の物品を甲に対して無償で使用できるよう措置するものとする。

※ 故障には物品が火災、盗難、破裂・爆発、破損（過失による落下や飲食物等の液体をこぼしたことに起因する破損等を含む。）、落雷、台風・豪雨等による洪水により使用不能となった場合を含む（リース等による総合動産保険での補償を可とするが、補償金額が少ない場合は乙の責任において補償すること。）。

※ 故障修理は原則、設置場所（納品後に設置場所を変更している場合は、変更後の設置場所）で行うこと。ただし、物品を持ち帰り、故障修理を行う場合は、代替機を貸し出すこと。

※ 乙がメーカーに対して修理を依頼する場合は、ハードディスク内にデータを残さないよう十分注意すること。また、修理後はハードディスク内のデータを修理前の状態に復元すること。

第7 物品の設置場所、構成および数量

1 物品の設置場所 別紙（物品の設置場所）のとおり

2 物品の構成及び数量

(1) パーソナルコンピュータ（一般業務用端末）

知事部局契約分 1, 077台

病院局契約分 17台

企業局契約分 12台

(2) 外付ディスプレイ

知事部局契約分 1, 077台

病院局契約分 17台

企業局契約分 12台

(3) パーソナルコンピュータ（インターネット専用端末）

知事部局契約分 45台

第8 その他

1 物品の供給及び稼働については乙が責任を負うこととし、物品の部品等の供給を担保すること。

2 導入するパーソナルコンピュータ及び外付けディスプレイには、導入年月、リース期間、所属名、ハードウェア管理番号、コンピュータ名等の内容を記載したラベル、また保守を行う連絡先を記載したラベルを貼り付けるものとする（詳細については別途指示）。また、乙は上記のハードウェア管理番号等を掲載した一覧ファイルを電磁的記録媒体で甲に提供すること。

3 ディスクイメージについては、1年に1回（甲より要望があった場合は2回まで）、設定変更の更新を行い、提出すること。

4 契約満了に伴う物品の返還については、乙が物品の設置場所に向いて回収すること。回収日程等については、別途デジタル推進課の指示に従うこと。また、物品の回収後は、ハードディスク内のデータの完全消去を行い、その作業が完了した旨の証明書を発行すること。

5 上記の仕様に疑義がある場合は、入札質問書を令和5年11月28日午後5時までに宮崎県総合政策部デジタル推進課に提出すること。

6 物品については、リース満了後、全部又は一部について再リースを行う可能性がある。

別紙（物品の設置場所）

1 パーソナルコンピュータ（一般業務用端末） 知事部局契約分及び
外付けディスプレイ 知事部局契約分

物品の設置場所	台数	住 所
1号館	98	宮崎市橋通東2-10-1
3号館	46	宮崎市橋通東1-9
4号館	34	宮崎市橋通東1-9
7号館	9	宮崎市旭1-3
8号館	36	宮崎市宮田町1-6
スポーツ指導センター	2	宮崎市大字熊野1443-12
みなみのかぜ支援学校	2	宮崎市清武町木原4257-6
みやざき中央支援学校	2	宮崎市大字島之内2100
衛生環境研究所	15	宮崎市学園木花台西2-3-2
宮崎家畜保健衛生所	7	宮崎市佐土原町下那珂3151-1
宮崎海洋高等学校	2	宮崎市日乃出町1
宮崎県総合博物館	8	宮崎市神宮2-4-4
宮崎県庁本館	193	宮崎市橋通東2-10-1
宮崎県埋蔵文化財センター	14	宮崎市佐土原町下那珂4019
宮崎工業高等学校	9	宮崎市天満町9-1
宮崎商業高等学校	2	宮崎市和知川原3-24
宮崎西高等学校	5	宮崎市大塚町柳ヶ迫3975-2
宮崎大宮高等学校	4	宮崎市神宮東1-3-10
宮崎東高等学校	5	宮崎市神宮東1-2-42
宮崎南高等学校	2	宮崎市月見ヶ丘5-2-1
宮崎農業高等学校	4	宮崎市大字恒久春日田1061
宮崎北高等学校	4	宮崎市大字新名爪4567
教育研修センター	14	宮崎市阿波岐原町前浜4276-729
計量検定所	4	宮崎市学園木花台西2-4-4
建設技術センター	1	宮崎市清武町今泉丙2559-1
県立こども療育センター	18	宮崎市清武町木原4257-8
県立図書館	9	宮崎市船塚3-210-1
県立美術館	7	宮崎市船塚3-210
工業技術センター	60	宮崎市佐土原町東上那珂16500-2
高岡総合庁舎	4	宮崎市高岡町内山3100
佐土原高等学校	2	宮崎市佐土原町下田島21567
消費生活センター	3	宮崎市江平西2-1-20
消防学校	4	宮崎市大字郡司分210
身体障害者相談センター	2	宮崎市霧島1-1-2
水産試験場	6	宮崎市青島6-16-3
清武せいりゅう支援学校	5	宮崎市清武町木原4257-9

精神保健福祉センター	8	宮崎市霧島 1-1-2
赤江まつばら支援学校	2	宮崎市大字田吉 4 9 7 7-3 7 1
総合農業試験場	24	宮崎市佐土原町下那珂 5 8 0 5
中央福祉子どもセンター	34	宮崎市霧島 1-1-2
中央保健所	4	宮崎市霧島 1-1-2
中部教育事務所	9	宮崎市大字島之内 1 0 8 7-1
付属棟	5	宮崎市橘通東 2-1 0
防災救急航空センター	1	宮崎市大字赤江無番地
防災庁舎	84	宮崎市橘通東 1-9-1 8
明星視覚支援学校	4	宮崎市大字島之内 1 3 9 0
延岡しろやま支援学校	3	延岡市野地町 3-3 4 7 7-2
延岡しろやま支援学校高千穂校	2	西臼杵郡高千穂町大字三田井 1 2 3 4
延岡家畜保健衛生所	5	延岡市小野町 4 2 3 4
延岡工業高等学校	3	延岡市緑ヶ丘 1-8-1
延岡高等学校	4	延岡市古城町 3-2 3 3
延岡商業高等学校	3	延岡市桜ヶ丘 3-7 1 2 2
延岡星雲高等学校	3	延岡市牧町 4 7 2 2
延岡青朋高等学校	4	延岡市平原町 2-2 6 1 8-2
延岡総合庁舎	34	延岡市愛宕町 2-1 5
延岡保健所	8	延岡市大貫町 1-2 8 4 0
消費生活センター延岡支所	1	延岡市本小路 3 9-3
北部福祉子どもセンター	11	延岡市大貫町 1-2 8 4 5
串間総合庁舎	2	串間市大字西方 8 9 7 0
油津港湾事務所	3	日南市油津 4-1 2-1 6
日南くろしお支援学校	2	日南市大字風田 4 0 3 0
県立高等水産研修所	1	日南市西町 2-1 1-6
日南保健所	6	日南市吾田西 1-5-1 0
日南総合庁舎	14	日南市戸高 1-1 2-1
日向保健所	6	日向市北町 2-1 6
日向工業高等学校	1	日向市大字平岩 8 7 5 0
日向総合庁舎	4	日向市中町 2-1 4
北部港湾事務所	1	日向市大字日知屋字新開 1 7 3 7 1-2
日向食肉衛生検査所	2	日向市大字財光寺字長江 3 7 3
日向高等学校	1	日向市大字財光寺比良 6 2 6 5
日向ひまわり支援学校	1	日向市大字塩見 1 2 1 6 1
都城総合庁舎	8	都城市北原町 2 4-2 1
消費生活センター都城支所	1	都城市北原町 1 6 街区 1
都城食肉衛生検査所	1	都城市平江町 3 8-1
都城きりしま支援学校	1	都城市南横市町 7 0 9 7-2

都城さくら聴覚支援学校	1	都城市都原町7430
都城商業高等学校	1	都城市上東町31-25
都城保健所	2	都城市上川東3-14-3
都城泉ヶ丘高等学校	2	都城市妻ヶ丘町27-15
高城高等学校	2	都城市高城町穂満坊156
高崎食肉衛生検査所	6	都城市高崎町大牟田4268-1
都城家畜保健衛生所	2	都城市高崎町大牟田4213-1
県立みやざき学園	1	都城市丸谷町388
木材利用技術センター	1	都城市花繰町21-2
総合農業試験場薬草・地域作物センター	2	小林市野尻町東麓2581-88
小林保健所	5	小林市堤3020-13
小林総合庁舎	8	小林市細野367-2
小林食肉衛生検査所	4	小林市細野2472-1
西都総合庁舎	2	西都市大字三宅字下鶴9451
県立産業技術専門校	6	西都市大字右松362-1
妻高等学校	1	西都市大字右松2330
畜産試験場	6	西諸県郡高原町大字広原5066
西臼杵支庁	19	西臼杵郡高千穂町大字三田井22
高千穂保健所	5	西臼杵郡高千穂町大字三田井1086-1
高千穂高等学校	3	西臼杵郡高千穂町大字三田井1234
五ヶ瀬中等教育学校	2	西臼杵郡五ヶ瀬町大字三ヶ所9468-30
総合農業試験場茶業支場	1	児湯郡川南町大字川南17070
高鍋総合庁舎	15	児湯郡高鍋町大字北高鍋3870-1
県立農業大学校	4	児湯郡高鍋町大字持田5733
高鍋保健所	5	児湯郡高鍋町大字蚊口浦5120-1
本庄高等学校	3	東諸県郡国富町大字本庄5071
中部農業改良普及センター	11	東諸県郡国富町大字岩知野1401
門川高等学校	2	東臼杵郡門川町大字門川尾末2680
林業技術センター	2	東臼杵郡美郷町西郷田代1561-1
計	1,077	

2 パーソナルコンピュータ(一般業務用端末) 病院局契約分及び
外付けディスプレイ 病院局契約分

物品の設置場所	台数	住所
県立宮崎病院	17	宮崎市北高松町5-30
計	17	

3 パーソナルコンピュータ(一般業務用端末) 企業局契約分及び
外付けディスプレイ 企業局契約分

物品の設置場所	台数	住所
県企業局庁舎	12	宮崎市旭1-2-2

計	12	
---	----	--

4 パーソナルコンピュータ(インターネット専用端末) 知事部局契約分

物品の設置場所	台数	住所
本館	2	宮崎市橋通東2-10-1
1号館	2	宮崎市橋通東2-10-1
3号館	1	宮崎市橋通東1-9
4号館	2	宮崎市橋通東1-9
7号館	2	宮崎市旭1-3
8号館	2	宮崎市宮田町1-6
中部農林振興局	1	宮崎市橋通東1-9-10
宮崎土木事務所	1	宮崎市橋通東1-9-10
埋蔵文化財センター	1	宮崎市佐土原町下那珂4019
埋蔵文化財センター(別館)	1	宮崎市神宮2-4-4
工業技術センター	1	宮崎市佐土原町東上那珂16500-2
衛生環境研究所	1	宮崎市学園木花台西2-3-2
高岡土木事務所	1	宮崎市高岡町内山3100
水産試験場	1	宮崎市青島6-16-3
消防学校	3	宮崎市大字郡司分210
中央保健所	1	宮崎市霧島1-1-2
東臼杵農林振興局	1	延岡市愛宕町2-15
延岡保健所	1	延岡市大貫町1-2840
都城保健所	1	都城市上川東3-14-3
北諸県農林振興局	1	都城市北原町24-21
都城土木事務所	1	都城市北原町24-21
日向保健所	1	日向市北町2-16
西都土木事務所	1	西都市大字三宅字下鶴9451
西諸県農林振興局	1	小林市細野367-2
小林土木事務所	1	小林市細野367-2
小林保健所	1	小林市堤3020-13
南那珂農林振興局	6	日南市戸高1-12-1
串間土木事務所	1	串間市大字西方8970
高鍋保健所	1	児湯郡高鍋町大字蚊口浦5120-1
児湯農林振興局	1	児湯郡高鍋町大字北高鍋3870-1
高鍋土木事務所	1	児湯郡高鍋町大字北高鍋3870-1
高千穂保健所	1	西臼杵郡高千穂町大字三田井1086-1
西臼杵支庁農政水産課	1	西臼杵郡高千穂町大字三田井22
計	45	

※物品の設置場所及び設置台数については現段階での予定であり、変更になる可能性がある。